

G7 諸国の国家公務員の人事制度の比較

| | 日本 | アメリカ | イギリス | ドイツ | フランス | イタリア | カナダ |
|-----------------------|--|--|--|---|--|--|---|
| 人事を規定する法令 (代表的なもの) | ・国家公務員法 ・人事院規則 | ・合衆国法典第5編「政府組織及び職員」 | ・国家公務員管理規範 | ・連邦官吏法 | ・公務員法典 | ・2001年3月30日の立法命令第165号 ・2009年10月27日の立法命令第150号 | ・公務任用法 |
| 人事当局主導による人事異動の有無 | あり ・人事当局が主導する。基本的には省庁内での異動・昇進 ・特定の期日に計画的に一斉異動させる。 | 一部あり ・原則空席ごとの個別の採用審査で採用。公務内外から応募。昇進は、上位の空席ポストへの応募が原則 ・機関内で公募を経ず勤務成績等を通じて昇任するキャリア昇任も広く認められる。その場合は、空席公告に昇任可能限度の級が示される。 ・官職の格付け変更による昇任もある。 | 原則なし ・原則空席ごとの公募又は公開競争試験による採用。昇進は、上位の空席ポストへの応募が原則 ・一般職員から SCS(上級公務員)まで、専門グループ(Profession)に属することが望ましいとされる。自らの専門グループに属するポストに異動していくのが基本であり、省をまたいだ異動も頻繁に見られる。 | 一部あり ・同一ラウフバーン内での選考 ・原則として部内公募 ・部長・課長については空席ポストへの応募が原則 ・準課長・初任課長級以下の官職への昇格は、直近下位の官職の官吏の中から人事評価結果等により人事当局が決定 ・課長未満のポストについては、繁忙時等に一定期間に限り局長判断で局内の職員を配置換えすることもある。 | 原則なし ・同一職員群(corp)内での選考 ・原則として公務内公募 ・上位ポストについては空席ポストへの応募が原則 | (情報なし) ・大部分がポジション任用ではなくキャリア任用であるとされている。 | 一部あり ・空席が発生すると、各省において、法令や公務委員会のガイドラインに基づいて公募又は非公募により任用を行う。 |
| 異動の頻度 | ・総合職(旧上級職・国家種)試験採用者とそれ以外で異動の傾向が異なる。 総合職：若手の間は横断的なローテーションで幅広い業務を経験させる。 それ以外：特定の部署に長く在籍して職務知識を蓄える。 | ・他の空席に応募するか、又は昇任を希望しなければ、引き続きその官職で勤務する。 | (情報なし) | ・長期にわたって異動しない職員が部内公募に応募するよう各省人事当局が働きかけを行う。 連邦内務省の人材開発計画における最低在職期間 高級職：3年 上級職及び中級職：3~5年 | ・幹部要員の場合、採用から10年程度は年功的な要素があり、昇進ペースはあまり変わらないことが多い(採用後2~5年で課長、9~10年で同次長等) ・国立公務学院(INSP. ENAの後継組織)の出身者は、所属する職員群又は省とは別の活動を2年(延長可)行う資格がある。(デクレ第2008-15号) | (情報なし) | (情報なし) |
| 幹部公務員人事 | ・幹部職員(審議官級以上)人事の一元管理(内閣人事局) 総理及び内閣官房長官との事前協議を要する。 原案は各省が作成する。 | ・上級公務員(SES)制度 1970年代に全政府的なリーダー集団を形成するため柔軟な人事異動を促すことを目的として導入したが、人材の流動性は低いとされる。 ・局長級以上及び上級管理職(部長、課長級)の1割以下は政治任用職で、大統領の交代に伴い異動する。 | ・上級公務員(SCS)制度 一般職員と同様公募が原則。事務次官・局長級のポストへの任用及び部長級のポストへの任用のうち外部公募を行う場合は、人事委員会委員が選考委員会を主宰する。 事務次官の任用は複数の候補者の中から首相が選択 | ・政治的官吏制度 各省の事務次官以下のポストのうち、局長級以上の高位ポスト等が法定され、政治的官吏と呼ばれる。いつでも大臣は理由を付さずに一時退職に付することができる。 | ・高級職(本省局長、大使、地方長官等)及び大臣キャビネのスタッフが自由任用ポスト ・高級職はほぼ全てが職業公務員で7~8割がENAの出身。大臣キャビネのスタッフは7~8割が職業公務員でENA出身者が最も多い。 | ・管理職は第1レベルと第2レベルに分かれ、第2レベルに就任して5年勤務し大臣の提案があれば第1レベルの昇進資格を得る。 ・第1レベル管理職だけが事務総長や局長に就任可能 ・2009年10月27日の立法命令第150号により、第1レベル管理職の毎年の募集ポストの半分を対象として、資格と試験に基づく登用制度を導入 | ・次官級職員は枢密院事務総長がリスト(通常1人)を作成して首相に示し、首相が事実上任命 ・次官級より下位の職員については、公務任用法により任用権限が各省次官等に委任される。公務委員会は任用の事後チェック等を行う。 |

【出典】

(全体・米英独仏) 「諸外国の国家公務員制度の概要(令和5年8月更新)」人事院ウェブサイト <<https://www.jinji.go.jp/kokusai/shogaikoku202308.pdf>>

村松岐夫編著『公務員人事改革 最新米・英・独・仏の動向を踏まえて』学陽書房, 2018, pp.35-47, 100-110, 163-177, 221-236.

(日本) 嶋田博子『職業としての官僚』岩波新書, 2022, pp.125-177.

(フランス) Décret n° 2008-15 du 4 janvier 2008 relatif à la mobilité et au détachement des fonctionnaires des corps recrutés par la voie de l'Institut national du service public <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000017790702/>>

(イタリア) European Commission, "Public administration characteristics and performance in EU28: Italy," 2018.4, pp.493-532.

(カナダ) 人事院『平成22年度年次報告書』p.51.